

NBC Plus+

vol.27

人生でいちばん
家族のことを想うのは
相続を考える時
かもしれない。

家族の
相続を
考えよう。

争族 ドラマ 問題

「争族」の恐れ。 財産少なくても 身近に潜む

「今」相続の話をしておかなくてはいけない理由一。

それは、基礎控除40%カットで相続税を支払う人が2倍になるから。

そして、富裕層は増税に遭い、サラリーマン相続税対象者が急増するから…。

今まで「関係ない」と思っていたあなたにも、
相続税は忍び寄っているのです。

文：NBCコンサルティング株式会社

妻との会話から

浮き彫りになった

我が家の争族問題！

Scene ①

夫婦の会話

自宅和室で夫婦向き

合いながら…



妻.. あなた、今日は銀行の相続勉強会
に行っているいろいろ聞いてきたんだけど
うちは大丈夫なの？一度も気にしたこ
となかったけど…。

夫.. 相続？うちみたいな家に相続なん
か関係ないだろ？財産もないし…。

妻.. 確かにお金はそんなにないけど、
会社のほうは？自宅もそうだし、会社
で使ってる工場の土地もあなたの名義
じゃない？会社の株もあなたの個人資
産になるそうよ？

夫.. 会社の株？赤字なのに株に価値な
んかあるのか？第一、会社は太郎（長
男）が後継者として頑張ってたから、
全部太郎にやればいいじゃないか。花
子（長女）はもう嫁いでいるんだから何
もやらなくていいよ！

妻.. そうはいかないそうよ？

ドラマ仕立てで
わかりやすく解説!

山田家の人々

■ 自宅土地	1,500万円
■ 自宅建物	500万円
■ 会社敷地	2,000万円
■ 現預金	300万円
■ 会社の株式	300万円
合計	4,600万円

所有財産



長女…花子 [既婚]
結婚して家を出ている
(37歳)

結婚して既に家を出ているが、たびたび一徹・経子に金の無心をしてくる。花子の夫も金には非常にうるさい。



長男…太郎 [既婚]
後継者
(35歳)

会社を承継するために
工場で勤務中



妻…山田経子
社長夫人(63歳)

会社の経理担当



夫…山田一徹

社長(65歳)

工場をきりもり
している経営者

夫…何で？俺の財産を誰にやろうが俺の勝手だろ？俺が太郎にやるって言ってるんだからそれでいいじゃないか！

妻…それがね。最近テレビでもよくやってるんだけど「遺留分」って聞いたことある？

夫…遺留分？いや、聞いたことないな。何だい？

妻…家族が最低限もらえる権利のことだそうよ！

夫…ふ〜ん。そんなものがあるのか。じゃあ、俺の財産を全部太郎にやったら花子はその何たらをよこせ、と言ってくるということか？

妻…遺留分よ。

夫…あいつはただでさえ金の無心をしてくるからな〜で、お前はどうか？お前もその遺留分をもらえるんじゃないか？

妻…私は権利を放棄するから大丈夫よ。ただ太郎と花子もめるんじゃないかと心配で…その資料にも載ってるけど、相続のことで結構裁判があるらしくて、何でももめてる人たちはお金持ちじゃないんだって！3人に1人がもめているそう…。

夫………………

(だんだん不安な表情になっていく)

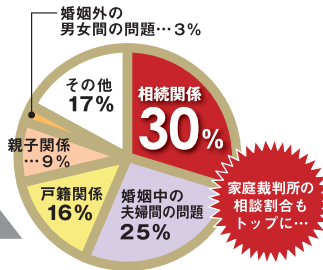
税金がかからない人も 争族は決して他人事ではない!

家事相談件数の
約3件に1件は相続トラブル!

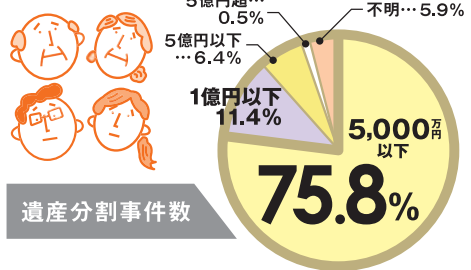
全国の家庭裁判所における
相続関係の家事相談件数

174,494件

家庭裁判所の相談件数の内訳



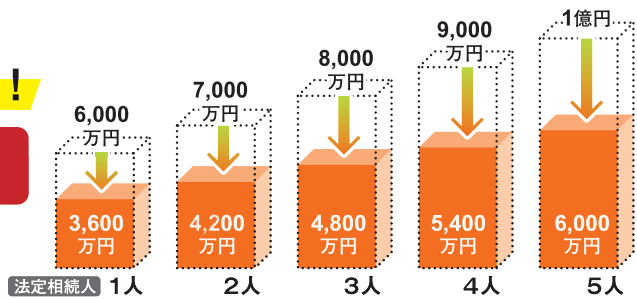
相続裁判の75.8%は相続税がかからない家庭のトラブルです。



引用: 最高裁判所「司法統計年報」平成24年度

相続税制改正で
基礎控除額は**60%**に!

首都圏・土地建物があれば
相続税の対象になる場合も...



**争族は決して他人事
ではありません!**

夫... (観念した表情になる)
わかったよ。俺も少し怖くなってきた。
うちみたいな貧乏工場には相続なんて
関係ないと思っていたけど、税金がか
かるかどうかもわからないし、俺がい
なくなってからあいつらがもめるのも
な...。一度相談に行ってみるか...。
妻... ええ。そうしましょうよ。

妻... それに経理は私がやってるから、
あなたと私は会社のことわかっている
けど、後継者の太郎には業績も見せて
いないし、借金のこともあまり知らな
いと思うし...。もし、あなたに何かあ
つたら借金の保証人はあなただし、工
場の敷地も担保に入れているから...。
夫...
(さらに不安な表情になっていく)
妻... それと...。
夫... まだあるのか?
妻... 来年から法律が変わるんだって。
今まで税金を払う必要がなかった人た
ちも税金を払わないといけないかもし
れないって...。



初めての相談

Scene ②

夫婦で税理士事務所へ相談に赴いた。



長らく付き合ひのある税理士からは何のアドバイスもなかったため、銀行から紹介された税理士事務所へ赴いた。

夫妻.. (二人とも緊張の面持ち。)

妻.. 先生、こんな感じなんですけど...

税理士.. わかりました。では次回うちの事務所で開催したソフトを利用して報告会をさせていただきます。それまでに準備をしますから、いくつか資料をご用意ください。

まず、家族構成がわかるもの、それと、固定資産税の納付書(一式)、現預金残高がわかるもの、これは大体で結構です。それと、会社の決算書、保険証券をご用意ください。

妻.. わかりました。用意してお持ちします。どうぞよろしく願います!

3日後：報告会

Scene ③

報告会で希望が見えた!



指示された書類は提出され、税理士はソフトに必要な項目を入力、それをもとに報告会を行う。

税理士はプロジェクトで映し出されたソフト画面を夫妻に見せながら報告を進めていく。

税理士.. それでは報告をはじめさせていただきます。

夫妻.. よろしく願います。

(緊張もあって、若干声が上ずる)

税理士.. まず、「ご家族構成からの相続分【図①基本情報】ですが、社長様が亡くなられた場合、奥様が2分の1、長男様が4分の1、長女様が4分の1というのが相続分となります。さらに、ご相談内容にもありました遺留分ですが、さらにその半分、奥様が4分の1、長男様が8分の1、長女様が8分の1と、それぞれが遺留分となり、最低限

これだけのものを請求する権利があります。

夫妻.. (ただただうなずいている...)

税理士.. 次にいただいた資料をもとに財産がどれだけあるのかを簡易的に計算してみました。【図②相続財産の調査・評価】で自宅の土地が1500万

図① 基本情報

氏名	続柄	年齢	生年月日	取得原因	同居別居	生計を一にする者	法定相続人	各法定相続分	各遺留分	小規模宅地(自宅の土地)
経子	妻	63歳	昭和25年9月18日	相続	同居	する	法定相続人	1/2	1/4	対象者
太郎	子	35歳	昭和53年7月22日	相続	別居	しない	法定相続人	1/4	1/8	対象外
花子	子	37歳	昭和52年1月31日	相続	別居	しない	法定相続人	1/4	1/8	対象外

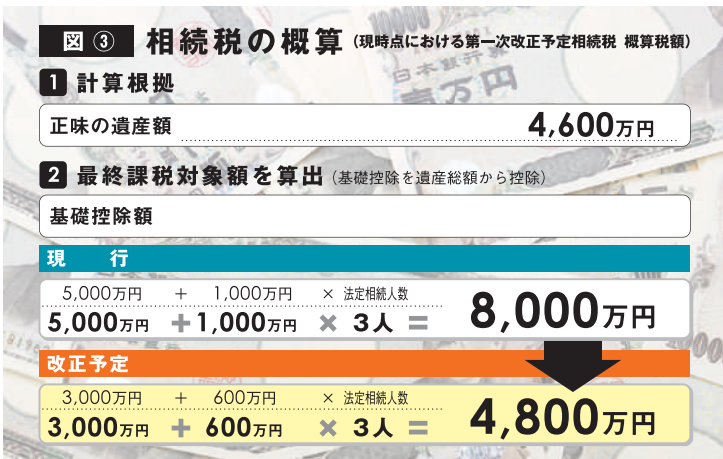
図② 相続財産の調査・評価

土地	所在地	地番	地目	用途	評価額
	〇〇県××区△△町	□丁目●●-××	宅地	居住用	1,500万円
	〇〇県××区△△町	△丁目××-●●	宅地	事業用	2,000万円
	土地合計				3,500万円
建物	所在地	種類	評価額		
	〇〇県××区△△町	居宅	500万円		
現預金	金融機関名	支店名	種別	金額	
	〇〇信用金庫	××支店	普通	300万円	
株式	銘柄	上場/非上場	同族/非同族	評価額	
	〇〇有限会社	非上場	同族	300万円	
合計					4,600万円

円、建物が500万円、会社の敷地が2000万円、現預金が300万円、会社の株式が300万円で合計4600万円です。

社長様は会社の借金の保証人となられていますが、まだ会社は存続しており、社長様が会社の借金を肩代わりし

なければいけないことが決まってい
いので、これは相続税を計算する上
は社長様個人の借金とはなりません。
ただし、会社がこの借金を払えなくな
った場合、当然保証人である社長様が
肩代わりしなければなりませんので、
その場合は社長様個人の借金になる、
ということの後継者である長男様に理
解いただく必要があります。また、社
長様が亡くなった場合は保証人の地位
を長男様が引き継ぐことも同様です。
妻.. やっぱり会社の借金のことは、ち
ゃんと太郎に教えとかないといけない
わね。
夫.. そうだな。あんまり気にもしてい
なかつたが、ちゃんと説明しておか
いな。
妻.. そうね。その上で会社を盛り立て
て借金を減らしてもらわないと...
夫.. (強くうなずく)
税理士.. その通りです。
これで財産の合計額がわかりました
【**図③ 相続税の概算**】、ではどこから
相続税がかかるのでしょうか？相続税
を計算する上では、残されたご家族の
生活を考えて最低限ここまでの範囲は
課税しませんよ、という基礎控除とい
うものが設けられています。この基礎



控除の金額は5000万円+1000
万円×法定相続人の数、つまり山田様
のところは3人ですから8000万円
となります。従って、現行の法律では
相続税はかかりません。
妻.. ああ！これが来年から変わるとい
う部分ね。
税理士.. その通りです。法律が変わっ
て来年からはこの控除額が4割カット
されます。
夫.. 4割も！ひどい話だ...
税理士.. はい。来年からは8000万

円の控除額が4800万円にカット
されます。相続財産は4600万円
ですから相続税はかかりませんが、
残りの控除額は200万円とわずか
です。
妻.. 本当だわ！あと少し財産が増える
だけで相続税がかかるのね！
夫.. うちには相続税は関係ないと思っ
てたんだがな。
税理士.. はい。では、肝心の誰にどの
財産を残すかということですが...
これは奥様も了承されているという認
識ですが、社長様のご意思では、全
ての財産を長男様に残したいというこ
とでした。ところが最初に申し上げまし
た通り、長女様には遺留分を請求する
権利があります。具体的には【**図④**
遺留分対策】8分の1が遺留分とな
りますので、4600万円×8分の1
で575万円が長女様の請求できる金
額となります。
妻.. 575万円ですか？夫の持ってい
る財産から575万円となると...
夫.. そうだな。会社の株はもちろんや
れないし、不動産をわけることもでき
ない...。現預金も300万円しかない
しな。どうしたもんか...
税理士.. 社長様、失礼ですが保険には

各自の遺留分を計算 **図④ 遺留分対策**

氏名	続柄	遺産総額	遺留分	遺留分(価格)
経子	妻	4,600万円	1/4	1,150万円
太郎	子	4,600万円	1/8	575万円
花子	子	4,600万円	1/8	575万円

減殺請求の判定 (遺留分が遺産分割額を超えてれば、相続人であれば最低限保障される請求額)

氏名	続柄	遺留分(価格)	遺産額	請求遺留分	判定
経子	妻	1,150万円	0円	1,150万円	必要
太郎	子	575万円	4,600万円	0円	不要
花子	子	575万円	0円	575万円	必要

入られていないのですか？
夫.. そうだね。あまり保険というやつ
が好きじゃなくてね。会社も資金的に
は楽じゃないし、役員報酬もそんなに
とつてる訳じゃないから...。どっちか
というとなんか...
税理士.. ところがですね。保険とい
うのは、これは社長様が亡くなられた
場合の死亡保険金のことを指すので
すが、遺留分の請求の対象とならな
いんです！
妻.. えっ！(二人同時に)



税理士…しかも、死亡保険金は、相続の場合には500万円×法定相続人の数、つまり社長様の場合は3人ですから1500万円までは相続税がかかりません。つまり最初からなかったものとして取り扱われます。

夫…そんなこと初めて聞いた…。
妻…保険ってそんなに便利だったのね…。夫が保険嫌いなので私もあまり意識していませんでした…。

税理士…はい。つまり長男様を受取人にして600万円程の保険をかけておけば、長男様が全部の財産を相続し、保険金から長女様にお金を渡していた

だければ、長女様も現金をもらうことができるといことです。また、保険金はこの金額ですと相続税がかからない、つまり最初からなかったものとして取り扱われますので、相続財産は増えません。先ほどの200万円も心配ご無用です。

夫…今からでも保険って入れるのかな？（比較的明るい表情で）

税理士…もちろん大丈夫です！

夫妻…（そろって顔を見合わせる）

税理士…ただ、実はもう一つ注意点があります！

夫妻…（再び不安そうな表情）



税理士…このまま社長様が何の意思も示さずにお亡くなりになってしまつと、結局のところ誰がどの財産を相続するのかは、家族で話し合つて決めなければなりません。

夫…それじゃ、全く意味がないじゃないか！

税理士…はい。そのために遺言が必要になってくるのです。

妻…遺言？

夫…遺言ってテレビの世界の中のことだと思つていたが…。まさか自分が書くことになるのは夢にも思つてなかつたよ…。

税理士…はい。みなさんそうおっしゃいます。しかし、保険で遺留分を補てんし、かつ、遺言書を作成していただければ、相続人個人個人の思いはいろいろとあるでしょうが、裁判になるような争いはなくなります。社長様もご家族にもめてほしくはないですよ。

夫…その通りだ。

妻…（うなずく）

税理士…では、社長様ご自身の手で、ご家族が争われないように手を打つて下さい。それができるのは社長様ご自身だけです。

妻…あなた、私からもお願いします！

夫…わかつたよ。保険も検討するし遺言書も作るよ。やること自体は大したことないが、やらなかつたらおおことになる。たつたこれだけのことで家族が争わないんだつたら…。

妻…（安堵した表情）

夫…先生、ちゃんとやることやつとけばうまくできるもんなんだね？

税理士…はい。生前にしっかりと対策を打つていただければ家族の争いは回避できます。

妻…おもいきつて相談してみても良かったわね。

夫…そうだな！

相続のキボ、お父さん

最大、70%の節税ができる相続税セミナー

相続は、備えあれば、憂いなし。

ご興味のある方は、同封のチラシよりお申し込みください。



オリンピックで 生まれ続ける レジェンド

ソチオリンピックが閉幕した。

日本が獲得したメダル数は、1998年長野オリンピックの10個に次ぐ8つとのことだが、メダルの数は別として、「魔物が棲む」とされる大舞台に挑んだ選手たちの勇姿を心から称えたい。

さて、オリンピックは各国をスポーツをもって競争させる場なのだろうか。「代理戦争」と見る向きも多いが、本当にそうなのだろうか。

ウィンタースポーツに疎い(普段関心の低い)自身が、猛烈に自国の応援をし、メダル獲得に固執するところに、とても不思議な感覚を覚えてしまう。いわば、自身の中の意外な「愛国心」が、「代理戦争」になぞられた危険な感覚なのではないかと恐怖を覚えるのである。

殊にグローバル化が叫ばれる昨今、一時的でも強烈に発生する自国に対する帰属意識に「戸惑い」や「違和感」を覚えるのは私だけではないのではないだろうか。

青山学院大学 特任教授である猪木武徳氏もそんな「戸惑い」を持つ一人であった。猪木氏は読売新聞で、自身の戸惑いを哲学者オルテガの論を用いて説明している。スペインの哲学者オルテガは、**国家の起源はスポーツと祝祭にあるとの理論を巧みに語った。古代社会において、特に美女を勝ち取るために他部族と戦う若者のスポーツ集団が、国家の原型を造ったと見るのである。**

国家の生成過程に参与するのは、聖職者でも知識人でも労働者でもない。他部族と争う戦士たちの組織体、あるいは勇敢にして百戦錬磨のスポーツマン集団だったというのである。オリンピックが人間のなかの自然な感情と国家の原初的な姿をよみがえらせる一大インベ

ントだと解釈すれば、にわか仕立ての愛国心にも説明がつく。(読売新聞より抜粋)


ただし、以下の断りを入れた上で、猪木氏はもっとも重要な論を唱えている。曰く、

国家の起源がスポーツだったとしても、現代ではこの愛国の精神と、国際関係をグローバルに見つめる姿勢とバランスをどう取るかが問われる。

愛国心を説くだけでは狭量なナショナリズムに終わってしまい、「愛国心が無頼漢の最後の避難場所」という言葉を裏書きしてしまう。(中略)自己愛と他者への配慮をどう調和させるのか。国際社会での共存を考える場合にも、2種類の利益を調和させなければならない。ひとつは狭い、単独国家としての利益。いまひとつは、国際社会の一員としての自国に関わる利益。(抜粋)

今回のソチオリンピックにおける欧米メディアの最大の関心事項は、テロへの警戒体制であった。それは五輪史上最大の人的・経済的費用を必要とした、と報じられている。多かれ少なかれ、愛国心が存在し、私たちはこのスポーツの祭典に、普段は無自覚なそれをひしひしと感じ、また強める。さらに、国家の起源はスポーツなのかもしれない。

しかしながら、オリンピックは鍛え抜かれたスポーツ選手が「個々」にその技を発表する最高の場でなくてはならず、国家間の競争やさまざまな軋轢を超え、それぞれを称え、交わる場でなくてはならないと思う。それは「代理戦争」でも「平和の祭典」でもなく…。それぞれを個体として認めるところに、新しいレジェンドが生まれ続けるのだと思う。

(まつ) 

このQRコードから
ご覧いただけます。



NBCのFacebook

NBC Plus編集部がリアルタイムな情報を発信中!

 を押して記事を見よう。

